

# 第 1 章 調査研究概要



## 第1章 調査研究概要

### 第1節 背景・目的

職業訓練指導員講習（以下、「48時間講習」という。）は、職業能力開発促進法施行規則第39条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する講習であり、定められた受講資格の要件を満たした者が、職業訓練指導員免許を取得する際に受講し、修了しなければならないものである。その講習の実施については、「労働大臣の指定する講習の実施について」（昭和54年4月13日付け訓発第76号）及び同通達別添「労働大臣の指定する講習実施要領」が定められている。

今般、政府により「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）が示され、代表的なアナログ規制である7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法律、政令及び省令等について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検が行われた。48時間講習も対面講習規制に該当するものとして点検対象となり、見直しが必要とされたことから、厚生労働省（以下、「厚労省」という。）において当該講習を対面だけでなくデジタルでも実施可能となるように見直された実施要領が新たに定められ、今後は「厚生労働大臣の指定する講習の実施について」（令和5年11月2日付け開発1102第1号）及び同通達別添「厚生労働大臣の指定する講習実施要領」により実施されることとなった。

48時間講習は、全国的に同一の講習内容を維持するため、「職業訓練における指導の理論と実際」を教科書として使用することとされている。デジタルを活用したオンライン等での講習を実施する場合においても講習の質を担保するためには、教科書をベースとした新たな教材が必要である。また、都道府県職業能力開発主管課長会議等においても同様の要望がでている。

そこで、48時間講習の指導方法や教科書以外の教材等の実態調査を行い、オンライン講習用教材の検討、開発、検証等を実施し、48時間講習のデジタル対応の推進を図ることを目的に本テーマを実施することとなった。

## 第2節 スケジュールと委員会の設置

### 2-1 スケジュール

本テーマは、令和6年度からの2年計画で行った。1年目は48時間講習の実施状況の把握と48時間講習用補助教材（以下、「補助教材」という。）の開発を主とし、2年目は補助教材の評価・検証を行うとともに、動画教材の開発を行った。図1-1にそのスケジュールを示す。

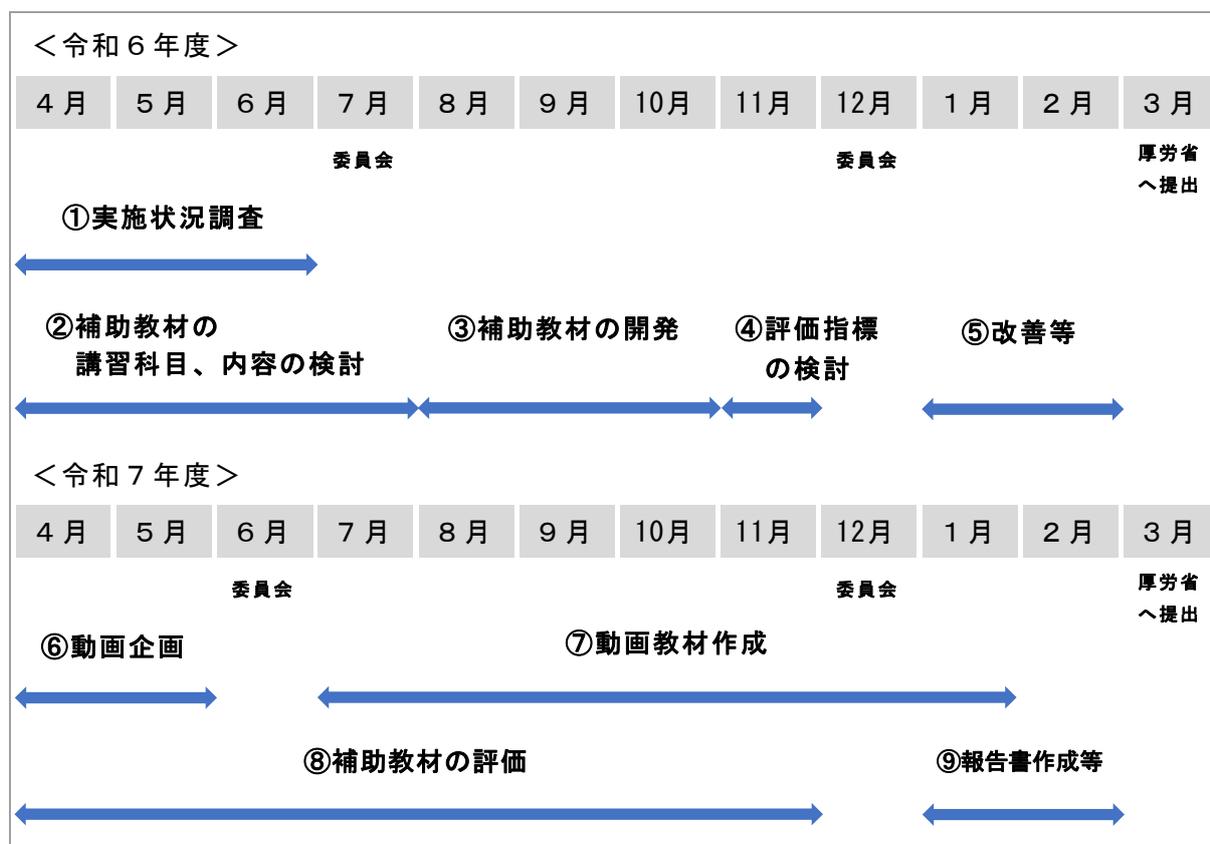


図1-1 スケジュール

### 2-2 職業訓練指導員講習デジタル対応検討委員会

本テーマを行うにあたって、「職業訓練指導員講習デジタル対応検討委員会」を設置した。委員は、都道府県職業能力開発協会、地方自治体、厚労省、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」という。）、職業能力開発総合大学校（以下、「職業大」という。）の関係分野に見識のある者で構成した。

委員会の日程、議題については以下のとおりである。

<令和6年度>

○第1回委員会 令和6年7月19日（金）13:00～15:30

**【主な議題】**

- (1) 調査・開発テーマの概要と委員会の目的について
- (2) 各都道府県職業能力開発協会が実施している職業訓練指導員講習の実態調査結果の確認
- (3) 開発する補助教材の検討、教材の講習科目の選定及び「指導の理論と実際（12訂版）」への対応に係る検討
- (4) 補助教材のフォーマット案の検討

○第2回委員会 令和6年12月2日（月）13:00～15:30

**【主な議題】**

- (1) 教材の開発に係る検討
  - イ. 補助教材の確認
  - ロ. 開発した補助教材の取扱いと運用について
  - ハ. 動画教材の検討
- (2) 補助教材の評価方法に係る検討
  - イ. 評価方法
- (3) 次年度スケジュール

<令和7年度>

○第1回委員会 令和7年6月20日（金）13:30～16:30

**【主な議題】**

- (1) 調査・開発テーマの概要と取り組みについて
- (2) 動画教材の開発に係る検討
  - イ. 動画原稿について
  - ロ. 動画化に向けた検討
  - ハ. 動画制作に係る仕様について
- (3) 補助教材の評価の実施に係る検討

○第2回委員会 令和7年12月12日（金）13:30～16:30

**【主な議題】**

- (1) 動画教材に係る検討
- (2) 補助教材の評価結果のまとめ
- (3) 48時間講習のデジタル対応に係るまとめ

### 第3節 48時間講習の概要

#### 3-1 講習科目と内容

表1-1は、厚生労働大臣の指定する講習実施要領に基づく講習内容および時間数である。実施主体は都道府県、機構、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会であると要領では定められているが、全国的に都道府県職業能力開発協会が実施している。

表1-1 48時間講習の概要（厚生労働大臣の指定する講習実施要領より抜粋）

講習科目	時間数	内容の説明
1 職業訓練原理	4	職業訓練の沿革、意義、目的、職業訓練の担当者等
2 教科指導法	16	訓練実施計画、指導の準備、指導の進め方、教材の活用、訓練評価等
3 労働安全衛生	3	安全管理、安全の確保、衛生管理、衛生と作業環境等
4 訓練生の心理	7	訓練生の選抜、訓練生の特質の理解、技能の習得等
5 生活指導	6	生活指導の分野、生活指導の方法等
6 関係法規	4	職業訓練法、職業安定関係法、労働基準関係法等
7 事例研究	6	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の事例研究
(確認テスト)	2	
計	48	

#### 3-2 講習方法

講習方法は、実施要領で次のように定められている。下線部が今般の見直しにより新たに定められた箇所である。

- (1) 講習は科目ごとに別表に示す講習内容および時間数を基準として実施すること。
- (2) 講習は、全日制又は定時制により行うこと。

実施に当たっては受講者の便宜、講習の効果的実施方法など十分検討して行

うこと。全日制による場合は毎日継続して実施し、一週間程度の期間で修了することが望ましいが、講習を一週間を超える期間にわたって行い、又は二回以上に分割して行う必要がある場合には、それによって講習の効果的実施が妨げられることのないよう適切な措置を講ずること。

なお、実施の周知に当たっては、インターネットの利用その他の適切な方法により公衆の閲覧に供すること。

(3) 講習は、講義、討論及び演習（作業分解、指導案及び訓練実施計画の作成）の方法により行うこと。

(4) 講習修了時に講習の成果を測定するため、講習内容について試験を行うこと。

(5) 講習は、受講資格を審査し、適格者に対して行うこと。

なお、受講資格の確認に要する書類の提出は、電磁的方法で差し支えないこと。

(6) 講習は、インターネット等を介したeラーニング等の方法によって実施することも可能であるが、受講者毎に別表に示す講習内容及び時間数を受講したことを確認できる方法に限られること。

### 3-3 講習資料

講習で使用する教科書は、実施要領において表1-1に示す講習内容を網羅した教材（「職業訓練における指導の理論と実際」を原則とする）を使用することと定められている。

### 3-4 講習を担当する講師

講習を担当する講師は、実施要領において「都道府県等の職員で職業訓練に関して実務経験を有する者、教育に関して学識経験を有する者等で職業訓練について十分な識見を有するものとする。」と定められている。

以前の実施要領では、表1-2に示す講習内容ごとの講師の例示がなされていたが、今般の見直しにより削除され、依頼できる講師の選択肢が広がった。一方で従来と同じ質を維持することが難しくなったことから、今回、新たに開発する教材によって講習の質を担保することができる。

表 1 - 2 講習内容ごとの講師の例示（現在は削除）

講習内容	講師
職業訓練原理	都道府県職業訓練主管課、雇用促進事業団、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会の係長以上の職にある者
教科指導法	公共職業訓練施設の訓練課長以上の職にある者
労働安全衛生	都道府県労働基準局職員又は労災防止指導員
訓練生の心理	大学教官又は公共職業訓練施設における職業訓練指導員
生活指導	大学教官又は公共職業訓練施設における職業訓練指導員
関係法規等	都道府県職業訓練主管課、雇用促進事業団、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会の係長以上の職にある者
事例研究	公共職業訓練施設の職業訓練指導員

出典：「労働大臣の指定する講習の実施について」（昭和 54 年 4 月 13 日付け訓発第 76 号）及び同通達別添「労働大臣の指定する講習実施要領」

### 3 - 5 講習の修了

講習の修了は、実施要領で「講習各科目を履修し、所定の講習を良好な成績（筆記試験において正答率 60%以上）で修了した者に対しては、「職業訓練指導員の講習修了書」を交付する。」と定められている。今般の見直しにより修了書の交付は電磁的方法による交付として差し支えないとされている。

### 3 - 6 受講資格

表 1 - 3 は、講習の主な受講資格と、必要な実務経験の年数である。受講する際には、免許職種に関する学科の履修や訓練の修了、技能検定の職種合格の資格等を持っていることが必要となる。

表1-3 主な受講資格と必要な実務経験の年数

受講資格	必要な実務経験の年数 <sup>[注1]</sup>
技能検定合格者（1級又は単一等級 <sup>[注2]</sup> ）	—
高度職業訓練（応用課程・特定応用課程・特定専門課程）の技能照査合格者	1年
専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	3年
専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の修了者	4年
普通課程の普通職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	6年
普通課程（規則別表第2）の普通職業訓練（養成訓練）の修了者	7年
短期課程（規則別表第4の700時間以上）の普通職業訓練の修了者	10年
専修訓練課程の養成訓練の修了者	10年
大学卒業者（免許職種に係る学科 <sup>[注3]</sup> を履修）	2年
外国の大学卒業者（免許職種に係る学科 <sup>[注3]</sup> を履修）	2年
短大・高専卒業者（免許職種に係る学科 <sup>[注3]</sup> を履修）	4年
高等学校卒業者（免許職種に係る学科 <sup>[注3]</sup> を履修）	7年

注1：「必要な実務経験の年数」は、各課程の「修了後」や「卒業後」、「技能照査合格後」の年数

注2：単一等級技能検定合格者のうち、電子回路接続・バルコニー施工職種は該当しない

注3：免許職種に係る学科とは職業能力開発促進法施行規則の別表11における関連学科となる

出典：厚生労働省ホームページ

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/shido-in-rute.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/shido-in-rute.html))

## 第4節 48時間講習のデジタル対応への見直しの概要

### 4-1 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランについて

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランでは、日本のデジタル改革、行政改革、規制改革を「構造改革のためのデジタル原則」に沿って計画的かつ効果的に進めるため、令和4年7月から令和7年6月までの3年間の集中改革期間における政府の取組方針を示している。

方針は以下の事項に関するものとなっている。

- ・ アナログ規制の見直し及び規制の見直しアプローチ
- ・ アナログ規制の見直しに向けた取組の展開と応用（地方公共団体への波及やテクノロジー企業の活用）
- ・ 法制事務のデジタル化に向けた取組
- ・ デジタル時代にふさわしい政府への転換

### 4-2 アナログ規制の見直しについて

当該プランの中では、代表的なアナログ規制として、以下の7項目が示されている。

- ・ 目視規制
- ・ 実地監査規制
- ・ 定期検査・点検規制
- ・ 常駐・専任規制
- ・ 対面講習規制
- ・ 書面掲示規制
- ・ 往訪閲覧縦覧規制

48時間講習は対面講習規制に該当し、図1-2や図1-3に示す見直しの基本的な考え方を踏まえつつ、「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検が行われ、先に述べた実施要領の改定に至った。

## 書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)

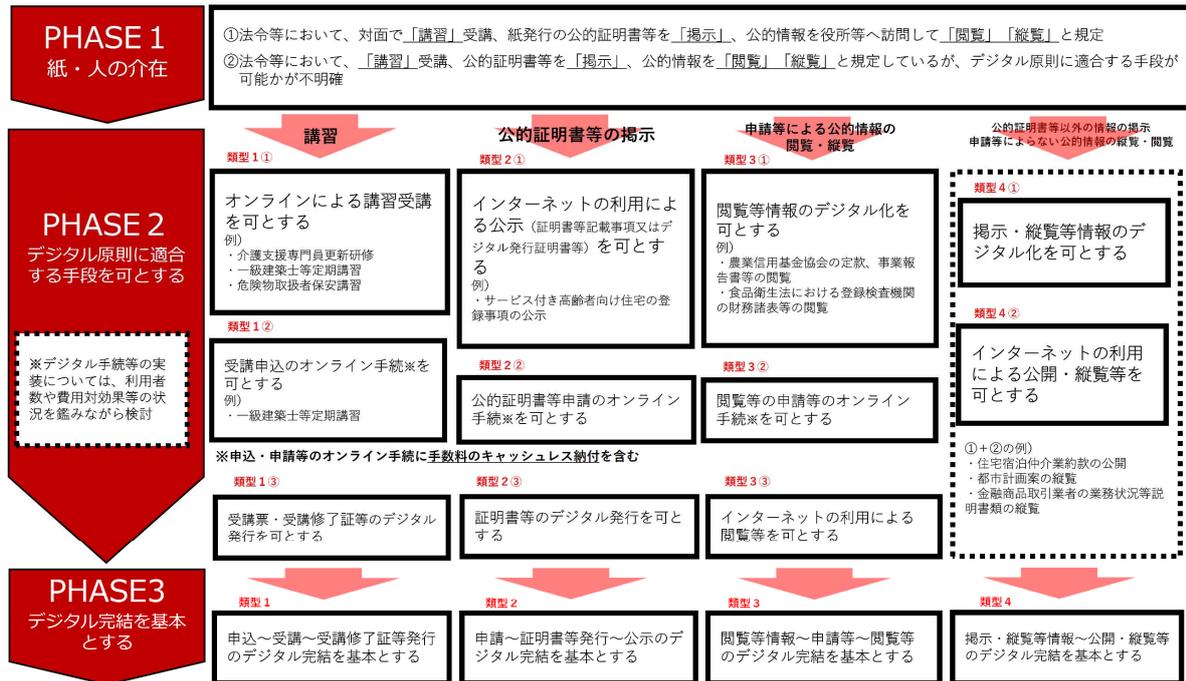


図1-2 対面講習等に係る見直しに向けたフェーズ

出典：「(別紙) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(デジタル庁)

([https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/5d7f0bd3/20230314\\_policies\\_digital-extraordinary-administrative-research-committee\\_outline\\_02.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/5d7f0bd3/20230314_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_outline_02.pdf))

### 「対面講習」規制の見直しの基本的な考え方

	類型1 (講習)	
	講習実施主体が国の場合	講習実施主体が国以外の場合
PHASE1 (対面規制あり又は解釈不明確)	○国際約束に基づく対面による実技講習など、オンラインによる講習の実施等が不適当であるもの	
PHASE2 (デジタル技術の活用による一部オンライン化等)	○対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるなど、現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの	○現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの ・対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるもの ・地方公共団体や民間団体等が講習の実施主体となっており、各実施主体が参入できるようなシステム整備の検討やオンライン化の検討が進むような講習内容の標準化など政府がデジタル化を推進しても、全ての実施主体において一律にデジタル完結を実現することが困難なもの
PHASE3 (デジタル完結)	○上記以外 <sup>(注)</sup>	

(注) 以下を前提に、集中改革期間に法令等を見直す場合を含む  
 ・情報システムの整備の在り方(本人確認、キャッシュレス納付等を含む。)、誰一人取り残されないうデジタル化を実現する観点からの配慮の在り方等について検討し、整理すること  
 ・法令所管省庁がデジタル化を推進することにより、国民の利便性向上を確保しつつ、可能な限り実施主体(地方公共団体、民間企業等)の負担にならない仕組みとなるよう、実施主体の意見を聞きながら工夫すること

※ 講習内容に実技による講習や試験が含まれているものについては、オンラインによる代替などデジタル化が技術的に困難な場合は、当該デジタル化が困難な部分のみ点検の対象外とする。

※ 規制の趣旨・目的を踏まえ、そもその規制が過剰になっていないかの点検が必要

図1-3 対面講習規制の見直しの基本的な考え方

出典：「(別紙) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(デジタル庁)

([https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/5d7f0bd3/20230314\\_policies\\_digital-extraordinary-administrative-research-committee\\_outline\\_02.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/5d7f0bd3/20230314_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_outline_02.pdf))

